

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東串良町は鹿児島県大隅半島のほぼ中央東端に位置し、肝属平野にいだかれた町内は、傾斜地がなく緩やかで、平坦な地形となっている。

本町の人口は、昭和30年の11,970人をピークに我が国の経済が高度経済成長期へと向かい、それに伴って若年層を中心とした都市への流出が続き、平成27年の国勢調査では6,530人であり、また、年齢3区分別人口では、0～14歳が871人、15歳～64歳が3,347人、65歳以上が2,312人となっている。

また、産業別構造では昭和35年の国勢調査による産業別就業人口は、第一次産業3,996人(43.8%)、第二次産業3,996人(43.8%)、第三次産業1,130人(12.4%)となっているものの、平成27年の調査結果では、第一次産業1,075人(33.1%)、第二次産業584人(18.0%)、第三次産業1,589人(48.9%)となっている。人口と産業別就業人口のピーク時を平成27年と比較した場合、人口は約45%減少、就業人口は約64%減少した状況となっている。

また、総生産額をみると平成18年度は17億9660万円、平成27年度は19億3,000万円と微増の状況となっている。

上記のように、過疎化、高齢化の進行が著しく、中小企業の地場産業における人手不足、後継者不足が深刻な課題であり産業基盤が失われかねない状況であり、課題解決の手段として、町内中小企業に対して労働生産性を高め雇用機会の拡大や所得水準の向上を図る必要がある。

このような状況の中、各種事業者に対して先端設備等の導入による抜本的な生産性の向上を図ることにより人手不足や後継者不足に対応した事業を展開する必要がある、事業者を側面から支援するような仕組みづくりが課題となっている。

(2) 目標

地域経済の活性化を図るため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域内で雇用創出と若者の職場定着度が最も魅力ある地域となり、更に発展することを目指す。これを実現するための目標として、先端設備等導入計画認定件数を計画期間中で3件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東串良町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が東串良町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備を支援する観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

東串良町の産業は、海岸沿線や平地など広域的に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、東串良町全域とする。

(2) 対象業種・事業

東串良町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が東串良町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。また、生産性向上に向けた事業者の取組として、高付加価値化のための新商品開発、販路拡大、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画において、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。